離婚属を提出された場合

ここに挙げているのは大阪市における代表的な例です。世帯や個人の状況によっては、これ以外にも手続きが必要な場合もありますので、個別にご確認ください。

区役所での手続が必要な方			城東区役所での窓口
住民基本台帳カード ・個人番号 カードをお持ちで氏が変わった方		氏名変更の手続が必要です。 氏名の変更に伴い、電子証明書が 失効します。 再度電子証明書が必要な場合は、 窓口で電子証明書の発行申請を 行ってください。 カード手続きまでにお 待ちいただく目安時間 【 分】	1階 13番 窓ロサービス課 (住民情報) 電話 6930-9963
印鑑登録をしておられて 氏が変わった方		登録されている印鑑によっては自 動的に失効します。 担当の窓口でお尋ねください。	
国民健康保険にご加入で 氏が変わった方		後日(1週間程度)資格確認書を簡易書留郵便にて送付します。 ※マイナンバーカードへ登録されている方は、資格情報のお知らせを普通郵便にて送付します。 変更後の資格確認書等についてご相談がある方は窓口サービス課(保険年金:保険)へお越しください。	1階 15番 窓ロサービス課 (保険年金:保険) 電話 6930-9956
方で氏が変わった方各種医療助成証をお持ちの	こども医療証 ひとり親家庭医療証 をお持ちの方		3階 34番 保健福祉課 (子育て教育) 電話 6930-9065
	重度障がい者医療証 をお持ちの方	氏名変更の手続きが必要です。	1階 18番 保健福祉課(障がい) 電話 6930-9857
	肝炎治療受給者証 をお持ちの方		2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882
児童手当を受給しておられる方		今後お子様を養育されるかどうか により、手続が異なります。 担当の窓口でお尋ねください。	3階 34番 保健福祉課 (子育て教育) 電話 6930-9065
ひとり親世帯となった方		児童手当、児童扶養手当、ひとり 親家庭医療証、各種制度について 担当の窓口でお尋ねください。	3階 34番 保健福祉課 (子育て教育) 電話 6930-9065
た方で氏が変わった方で氏が変わっ	身体障がい者手帳 療育手帳 障がい者手帳等 をお持ちの方	氏名変更の手続きが必要です。	1階 18番 保健福祉課(障がい) 電話 6930-9857
	被爆者手帳 公害医療手帳 をお持ちの方		2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882
乳幼児がおられる方で 氏が変わった方		3か月、1歳6か月、3歳児健診が 済んでおられない方は氏名変更の 手続きが必要です。	2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882

裏面もご覧ください

区役所での手続が必要ない方		城東区役所での窓口
後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方	氏名・住所に変更があった場合、後 日新しい資格確認書を簡易書留にて 送付します。	1階 15番 窓口サービス課 (保険年金:保険) 電話 6930-9956
介護保険証をお持ちの方	氏名・住所に変更があった場合、後 日新しい保険証を郵送します。	1階 17番 保健福祉課 (介護保険・高齢) 電話 6930-9859
公立の小・中学校に通うお子様が おられる方	保護者や児童の氏名などに変更が あれば、区役所から学校へ通知し ます。	1階14番 窓ロサービス課 (就学) 電話 6930-9087

住所や世帯構成に変更があ (戸籍の届出だけでなく、別	城東区役所での窓口	
城東区へ転入された方、城東区内 で引っ越しをされた方、または 市外へ引っ越しをされる方	転入届、転居届、転出届等が必要です。	1階13番 窓ロサービス課 (住民情報) 電話 6930-9963
大阪市内の他区へ引っ越しを された方	新しくお住まいになった区へ転入 届が必要です。	お住まいの区の 窓口サービス課 (住民情報) ※区によって担当の名称が異なる 場合があります。
世帯構成が変わった方	世帯合併・世帯分離等の変更届が 必要です。	1階13番 窓ロサービス課 (住民情報) 電話 6930-9963

その他の手続						
方が変わった	各種免許証をお持ちの方	氏名変更の手続きが必要です。	各種免許発行機関へお問 い合せください。			
	パスポートをお持ちの方		パスポートセンターへお 問い合せください。			
	年金を受給されている方		年金事務所等へお問い合せください。			
わ本 っ籍	各種免許証をお持ちの方	本籍の変更届が必要な場合があります。	各種免許発行機関へお問 い合せください。			
たが 方変	パスポートをお持ちの方		パスポートセンターへお 問い合せください。			

城東年金事務所	大阪市城東区中央1-8-19	電話	06-6932-1161
城東警察署	大阪市城東区中央1-9-41	電話	06-6934-1234
大阪パスポートセンター(本所)	大阪市中央区大手前3-1-43	電話	06-6944-6626

ひとり親世帯の方は、所得税、市・府民税の軽減を受けられる場合があります。 お問い合せ先は次のとおりです。 所得税 所轄の税務署 市・府民税 お住まいの区を担当する市税事務所

☆本人通知制度のご案内 ~第三者への交付をお知らせします~

詳細はホームページをご覧ください

https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000289733.html